

議案第81号

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表長期収載品処方等加算料の項中「4分の1」を「2分の1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法の改正に伴い、県立病院の長期収載品処方等加算料の額を改定するため、所要の改正をしようとするものである。